

鶴見大学公益通報者の保護等に関する規程

平成 20 年 12 月 1 日

施行

(目的)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）に基づき、鶴見大学及び鶴見大学短期大学部（以下「本学」という。）が、雇用している又は雇用していた専任・非常勤の教職員（名誉教授・嘱託職員・臨時職員・アルバイト職員・派遣職員等を含む。以下「教職員」という。）からの法令違反行為等に関する相談及び通報、又は公益通報に関する適正な対応を定めることにより、不正行為の早期発見と是正を図るとともに、公益通報者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 公益通報とは、本学の教職員が本学の業務に従事する者について通報対象となる不正行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、本学公益通報窓口（以下「通報窓口」という。）、当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関、又はその者に対し当該通報対象事実を通報することが、その発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報することを言う。

(公益通報者保護責任者)

第 3 条 公益通報者保護責任者（以下「保護責任者」という。）を学長とする。

(公益通報窓口)

第 4 条 公益通報を受け付ける窓口及び通報に関する質問等の相談窓口を総務部総務課とする。

(公益通報の方法)

第 5 条 通報窓口への公益通報及び通報に関する質問等の相談は、電話、ファクシミリ、メール、書面、または面会によって行う。

(通報の受付)

第 6 条 通報窓口は、第 4 条の通報を受けたとき速やかに当該通報者へ受け付けた旨の通知をし、必要に応じて証拠等の提供を依頼する。また、受けた通報が受付対象外の場合はその旨を通知する。

(通報内容の検討)

第 7 条 通報を受け付けた場合、通報窓口はその内容について調査が必要であるか否かを検討し、その結果を通報者に通知する。

(調査委員会)

第 8 条 前条で調査の必要があるとした場合、保護責任者は調査委員会（以下「委員会」という。）を置き、速やかに調査を開始しなくてはならない。

2 委員会は、通報内容について調査を実施することにより、通報対象事実の確認、把握等を行い、是正措置の必要性の検討を行う。

3 委員会は、保護責任者を委員長とし、委員長が指名した本学教職員をもって組織する。また、必要に応じて外部の者を加える等、公正な調査を行わなくてはならない。

(調査結果の通知)

第 9 条 委員会は、調査の結果、また、必要に応じて調査の進捗状況を通報者へ通知しなくてはならない。

(通報者の保護)

第10条 保護責任者は、通報を行ったことを理由として、通報者に対して解雇その他のいかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 保護責任者は、通報を行ったことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。

3 保護責任者は、通報者に対して、不利益な取扱い、嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）に対し、就業規則に従って必要な処分を課す。

4 保護責任者は、調査の結果、通報に係る不正行為の事実が認められなかった場合において、被通報者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置を執る。

（公益通報対応部局職員の義務）

第11条 公益通報対応部局職員は、その職務遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

（1）公益通報関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、その利を侵害してはならない。

（2）職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を離れた後にあっても同様とする。

（3）通報の受付、調査、報告のいずれの場合においても、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮する。

2 公益通報の対象となった案件に関与する者は、当該案件について、通報受付、調査等の公益通報業務に関与してはならない。

（是正措置及び懲戒処分等）

第12条 保護責任者は、調査の結果、通報対象事実に基づく不正行為が明らかになった場合、速やかに是正措置を講じて再発防止に努め、必要に応じて公表を行うものとする。

2 保護責任者は、前項の不正行為が明らかになった場合、当該不正行為に関与した者に対し、就業規則に従って懲戒等の処分を行うことができる。

（事務局）

第13条 公益通報に関する所管は、総務部総務課とする。

附 則

この規程は、平成20年12月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。